

第8回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議 要旨

日時：平成23年6月15日（水）

19：00～21：00

場所：市役所 中会議室

出席者：嶋田准教授、森山委員、草野委員、梶原委員、樋口委員、長谷部委員、
川浪委員、片桐委員、河野委員、諫山委員
(事務局) 宮崎課長、橋本係長、笹倉主任
(傍聴者) 2名

1、開会挨拶

事務局：会議に先立ちまして、皆さんに了承願いたいことがあります。本日、市民ワーキンググループ会議を傍聴したいということで、2名の方が来ています。この会議には、傍聴に関する規定などはありませんが、拒む必要はありませんので、事務局の判断で同席をさせてもらいたいと思います。【委員異議なし】

【宮崎課長より挨拶を行う】

2、提出資料の確認について（前回会議内容から）

発言の要旨

草野座長：提出資料の確認について事務局からお願いします。

事務局：【資料の説明を行う】

委員A：2点質問があります。1つ目は、事務局から例規一覧表をいただきましたが、要綱・要領・規程などがありますが、どのような位置付けなのでしょう。もう1点は、流山市の取り組みについてですが、事務局がホームページを参考に資料を作られていますが、これを見ますと流山市は条例作りにはかなりのエネルギーを使われているようです。早い段階から議会を巻き込んでいますが、それは議会からの要望があったのでしょうか。

嶋田先生：一般的に法制執務的に言うと、要綱は行政指導の内容とか補助金の根拠とか、権利義務を課さないけれども住民に対して何かを行うものになります。要綱のより細かい所を定めるものが要領。それに対して、規程は一般的に言うと事務処理手続きを規定したりしています。

事務局：流山市の件についてですが、市民協議会が条例原案を作っていくにあたって早い段階から議会に対して話をしています。議会から市民協議会に対して「自治基本条例について話をしに来て欲しい」といった要望があったかどうかについては、全体の流れから考えても、なかったと思います。市民協議会からすると、自治会や各種団体の中の一つの説明先という位置付けで議会に対して説明をした

のではないかと考えています。

嶋田先生：私からいくつか質問があります。今日の資料に、「全国の自治基本条例制定市のうち、日田市人口と同規模の自治体」があります。これは、どのように選んだのですか。自治体間で地方財政などを比較するうえで、人口・産業構造比率などが似ているということで類似団体というものがありますが、それからでしょうか。

事務局：今回の資料の同規模自治体は人口だけみえています。

嶋田先生：少し気になるのは、人口だけで比較すると面積が違う場合があります。自治体を比較するうえでは、面積は大きな要因となります。それと、産業構造が気になります。コミュニティの崩壊といった時に、職住が分離している場合、昼間は一定年齢以下の人達は働きに出かけますので、地域における男性のコミュニティへの関与が薄くなってしまいます。これが、日本全般におけるコミュニティ衰退の一つの理由としてよく語られています。

そうすると、今日の資料にある同規模自治体がどの程度、職住分離なのかということ、つまり、第二次産業などの産業別構造を見ることで、参考になる自治体なのかどうかということが全然違ってくる可能性があります。また、比較するうえで高齢化率も気になります。

単純に人口だけで考えずに、総合的にみて日田市と類似性が高いところを参考にされた方がよいのかなとは思いますが。

もう一点、流山市の取り組みについて質問です。市民協議会が条例原案づくりのための説明を100回以上されているようですが、1回あたりの時間がわかれば教えてください。

事務局：例えば、自治会長さんのところに説明に行ったケースでは、午前中の1時間半程度を使っています。また、高校生向けに説明に行ったケースでは、生徒会役員向けに夕方50分程度で話をしているようです。

委員A：以前の会議で、自治基本条例制定市の担当者呼んで、条例についての話を聞いてみてはどうかというのがありましたが、いつ来てもらうかは別として、事務局としては対応できるのでしょうか。

事務局：どのタイミングで呼ぶかということと、相手方が受けるかどうかというのはありますが、委員のみなさんから要望があって、こういった話が聞きたいというのがあれば可能な限りで手配したいとは思っています。

委員B：事務局から送付してもらった、他自治体の「自治基本条例解説」を読んで気になったのは住民投票についてです。日田市の例規一覧表を見ると、住民投票という言葉が無いようですが、日田市には住民投票制度はないのですか。

事務局：住民投票制度はありません。

嶋田先生：地方自治法上では住民投票で決める仕組みというのは若干あります。例えば、市長を辞めさせるために署名を集めて住民投票をしていくというようなことはあります。ただ、いわゆる「ここに原発をすることについて、賛成か反対かについて意見を聞く」というような住民投票の仕組みというのは法律上ありませんので、それを自治体独自に作っていくかというところです。

3、意見交換などについて

発言の要旨

嶋田先生：今回が一つの区切り、新たな展開に向かっていくのかなと思ひまして、一旦立ち止まって、今自分たちがどういう位置にいるのかというのを確認してもらうために「あらためて自治基本条例を考える」というレジュメを作ってきました。第1回会議の時に「自治基本条例とは何なのか」という話をさせてもらいましたが、改めて別の観点から再定義をしたいと思ひます。

自治基本条例といったときに、大きく分けて三つのタイプがあると思ひています。

一つ目は、「まちづくり理念型」で、「この地域をこんな風にしていきたい」というまちの理想を謳うタイプの自治基本条例です。

二つ目は、「憲法型」で「権力者拘束タイプ」です。今日は、資料として「日本国憲法」を用意していただいておりますが、憲法はなぜできたかという、昔は権力者が好き勝手にいろいろやっていたわけです。国民の権利が損なわれていたわけです。そこで、「行政ができるのは法律の範囲内です」ということで、好き勝手にできないように法律を作ります。ただ、法律というのは議会が制定すれば、いろいろと作れますので、「議会すら破れないような大きなルールが必要なのではないか」「議会を含めた権力者全般を縛るものが必要であろう」ということで憲法があります。

日本国憲法を見ますと、いろいろな権利が述べられており、このような部分については、たとえ国会が制定する法律であっても、むやみに権利を制限、無視してはいけないことになっています。

憲法は法律とは異なっていて、法律は権力者と国民の両方を拘束します。国民を制限できるのは法律です。憲法の名宛人は実は国民ではありません。憲法99条には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」ということで、国民が入っていません。つまり、憲法というのは、国民が権力者に対して恣意的な行動をしてはいけないという拘束をするものです。

同じように自治基本条例としての考え方も、行政とか議会に対して、勝手なことをしないようにいろいろなルールを設けましょうというものもあります。

三つ目のタイプは、両者の混合タイプとでも言うべきものであって、まちづくりの理念だけを掲げるのではあまり意味がなく、憲法型でいっても権力者を縛るだけであまり意味がないということで、「市民と行政」「市民と市民」との間の関係構造を再構築するタイプの自治基本条例があります。

以上の三つのタイプのどれでいくのかというのが、最初の分岐点となります。「まちづくり理念型」でいくと、条例にしなくても総合計画とかもあって、必ずしも基本条例のかたちをとる必要がないし、「憲法型」は、理屈としては筋が通っ

ていますが、権力者に好き勝手にさせないという、ある種の消極的な考え方ですので、条例として制定したときに日田市が大きく変わるといってもなさそうです。そこで、私自身は三つ目の「再構築型」がいいのではないかとということで、今まで説明をしてきたわけです。

第1回目の会議の時に、3つの事例を話しました。その中の一つで、「小さな生活道路なので、自動車を排除して、子ども達の遊び場にしたいと考えた。そこで、市役所に行ったところ、警察との折衝が必要とのこと。では、その折衝をしてくださいとお願いしたところ、『地域の方々の合意はとれているのですか。とれていないなら、まずとってきてください』といわれ、取り合ってもらえなかった。」という事例の話をしました。この事例は、「市民と市民」、「市民と行政」との関係を両方含むのですが、市民同士がまず話し合っただけで議論するというのではなくて、すぐに問題を行政に持ち込みがちになってしまう。行政は、市民間で利害関係があるというのをわかっていますので、一部の市民の声だけで動くわけにはいかない。だから、動けないのですが、そのような構造が理解できていないと単に行政への不満で終わってしまう。

このような事例というのは、ひとつひとつは、おそらく解決しようとは思いますが、同じような問題がまた生じる。これは、そういう構造になっているから起こるわけで抜本的な解決のためには構造そのものを変えていく必要があります。

「市民と市民」「市民と行政」との関係性の構造を変えていくというのが自治基本条例であり、だからこそ必要になってきているといえます。「自治体のかたち」を構造的に変えるためのものという説明を今までしてきたわけです。

こういった議論に対して、有力な反論があって「憲法型、権力者拘束タイプ」が自治基本条例のあるべき姿であると考えの方が少なからずいます。どういった問題意識かというと、一つ目は「市民間の関係をルール化すると市民的自由が失われる」というものです。行政に対してルール化するのはいいけれども、市民を名宛人にしてしまうと市民的自由の領域が損なわれてしまう。だから、あくまで名宛人を権力者に限定すべきであるという発想です。二つ目は、憲法型ではない自治基本条例は、よく「協働」とか「市民の責務」というのを規定します。憲法型を支持する方は、「市民の権利は謳ってもよいが市民の責務については言う必要性はない。なぜならば、条例の目的が権力者を縛ることにあるから」ということを言います。

また、「協働」は、市民と行政の関係を「対等」関係に置き換えることで、「市民が行政に信託している」という主従関係をあいまいにし、行政が責任回避するロジックを与えてしまう。「協働」規定は、市民の「義務」規定と相俟って、市民を行政の手足として動員するロジックとなってしまいます。これは、実際によくあるのですが「行政は限界に来ている。お金もないし、人も減っている。だから協働が必要だ」ということで、協働を謳って、その名の下に市民を使っている。肯定されてしまっている。自治基本条例というのは、あくまで行政側に対して責任を追及していく、行政を縛るものであるべきだというのが、「憲法型」を支持する人の考えです。

そのような議論からすると、私が説明してきた「再構築型」というのは違うという話になりそうなのですが、そうではないと思っています。確かに市民的自由の領域を確保するというのは大事なことなので、そこはしっかり考えていかなければならない。

事務局にお願いして、他自治体の「自治基本条例逐条解説」を事前送付していただいておりますが、その条例の中で、「本市に住む人は、自治会に加入しなければならない」と書かれています。これは憲法違反の可能性があります。日本国憲法の「思想及び良心の自由」に関わってきます。自治会に入るかどうかというのは、個人の好みの問題であって、それを「加入しなければならない」と書いてしまうのは、憲法違反かと。市民的自由をあまりにも制限してしまうこととなります。ただ、この市民ワーキンググループ会議の中でも、自治会の話は何度も議論されていて、「古いルールが通用し続けている」とか「おかしなルールが残っていて、意見を言っても変わらない」という問題がありました。このような問題があるのに、自治基本条例に自治会のこととか全く書けないのかということ、書き方の工夫があれば大丈夫だと思います。

人権侵害のような、憲法違反にならないように、一方で市民的自由を確保しながら、この会議の場で議論してきたようなことを書いていくことはできると思っています。また、高齢者のみの地域にも関わらず色々な作業が下りてきている現状もありますので、市民を行政の手足として動員する議論にならないようにしていく。そういうものを見直すような仕掛け、「どこからどこまでが行政で、それ以外が市民」という線引きを、市民の側から見直しを提言できるような仕掛けを考えていけば、「協働」というものが「憲法型」を支持するような人が言うようなマイナスにはならないと考えます。

このように、「憲法型」というような議論があって、それはわかるけれども、そうではない道筋もありうるという反論をできるように事務局の方には用意をしておいていただきたいと思えます。

改めて、この市民ワーキンググループでどのような議論がされてきたかというのを整理しますと、次の4つのステップから成っているのかなと思います。

まず、「構造を変える」というのは、「何かのために変える」というわけです。そのためには、【何を実現するのかをまず徹底的に議論する】というのが、第7回までの流れだったのかなと。国の政治、政権与党は、ご存知のとおり迷走していますが、「二大政党制に変える」とかいうのは、システムの話なわけです。「システムを変えて、実際に何がしたいのか」という先が無かったから、今のような状態になっています。「システムを変える」という時には、目的をはっきりさせなければならない。

その目的というのは、大きく分けて、「問題点をどう解消するか。困っていることをどう解消するか」と「こういうふうにしていきたいという理想像」という2つがあると思えます。

この市民ワーキンググループ会議の場では、どちらかというところ、「問題点をどう解消するか」という議論が中心で、「こんなまちにしたいという理想像」についての議論は少ないのかなという印象です。ただし、「問題点の解消」を「理想像」に転換するという発想もあって、「問題点を解消する中で、理想に近づけていく」というのは十分あり得ることです。

最近読んだ本の中に三重県の伊賀市での取り組み事例があったので紹介しますが、山から材木を取ってきて製材をするわけですが、採算性も合わないし、年も取ってきたので辞めたいという製材所からの相談を受けてどうするかというものです。そこで、何をしたいかということ、材木を製材所から移動させると費用が発生

するので、そこの製材所に置いたまま活用しようということに。週末だけ製材所に通って宿泊し、家具を作ってもら。製材所の中に、材木を利用した木造テントみたいなものを大学で建築を勉強している学生などが作り、そこに泊まる。それを何回かの週末で続けながら、自分なりの家具などを作っていくというものです。

この事例から考えると、以前の会議でも話が出ましたが、日田市でも後継者を育成していくのが難しくなっている、技術の継承が難しくなっているということでした。仕事がないとか、木が売れなくて伐採したままで残っているというような問題があるわけですが、日田市で伊賀市の取り組みのようなことをやろうとした時には、日田市には人もいて木材もあって、宿泊するところは例えば旅館などと連携すれば、福岡などから自分手作りの家具を作れるということの人を呼べる。家具を作る時には指導員がいて、いくらお金を支払うといったことを考えれば、実は面白いことができるかもしれません。

こういうふうに、今様々な問題点があるけれど、それを使うことで日田市がもっと面白くなっていくかもしれないということは、いろいろとあると思います。そういう発想をしていく時にネックになっているものがあるとすれば、それを変えていくために自治基本条例を制定することになるのだらうと思います。

これまで、「どういうものを実現するのか」ということを議論してきました。

【現行システムの何がネックになっているのかを分析する】ということで、今日、事務局にこれまでの会議で出た論点のまとめを提出していただいたわけですが、このような論点がどこに関わってくるのかについて、私が分析をして事務局に対して投げ掛けをしていく。そういったことをしてきたところです。

【上記ネックを解消するための個別の仕組みとそれを実現・導入するための自治基本条例上の規定内容を考える】ということで、ここまでの3つのステップをやってきたわけです。

そして、今日の段階でステップ4の【これまでの議論を整理し、条文に何を入れ込むべきか、そして入れ込むとすればどういう内容にすべきなのかについての“大枠”を議論し、合わせて論点を整理する】ということで、今後数回の会議で話をしていくことになろうかと思っています。

確認になりますが、自治基本条例というのは通常の条例とは少し違って、「つくるプロセス」がとても大事で、いろいろな自治体が条例を既に作っていますので組み合わせればそれなりのものがないことはないです。ただ、それでは、意味がなくて、いかにして幅広く市民に情報を共有していただくかというのが大事なので、この市民ワーキンググループのメンバーだけで決めても仕方ありません。よって、次のステージでは、ワークショップとかしていくわけですが、そこでのたたき台として、このワーキンググループで原案の原案くらいのもので作っていただければいいのかなと考えています。

この市民ワーキンググループの中では、だいぶ議論が深まってきているとは思いますが、今後は市民に広げていく必要性があると思います。

試案にはなりますが、事務局にお願いすることかもしれませんが、まずは市役所内部で自治基本条例の共有が行われないと市民に広げていくことは難しいと思います。たとえば、複数の課から人を集めて研修とかワークショップを事務局が中心となってやっていけばいいのかなと考えています。場合によっては、私が参加してやることになるかもしれませんが。

市職員というのは、同時に市民である場合がほとんどなわけですから、家族に話をしてみるだけでも広がりが出てきます。匿名にしたうえで、家族から出た意見をまとめてもらって事務局に提出してもらおう。このようにすれば、市民ワーキンググループでの議論の題材にもできます。

そのような形で、地固めをしていくのも大事なのかなという気がしています。

そのうえで、市民レベルでの情報共有ということになりますが、自治会長などに情報を伝えていくというのがありますが、そのような古典的な手法ではなくて、例えば窓口に来てきた市民に自治基本条例をアピールするチラシを渡すとか、条例に関する意見箱を随所に置くとかも検討された方がよろしいかと。それと、同時に青年会議所と学校を巻き込む仕掛けも。

その後、従前型の手法として、各団体や地域ごとに回って説明をしていくのがいいのではないのでしょうか。

講演会であるとかワークショップなども、比較的規模の大きいものを仕掛けていく必要があります、そろそろ考えておくことになると思います。これは、職員・市民にだいぶ浸透してきたかなというタイミングでやるのが効果的かと。そして、このワークショップの時に、この市民ワーキンググループのメンバーも参加していくのがいいと思います。

終わりにということで、自治基本条例というのは条例そのものというよりも、ひとつの「装置」とか「道具」と考えるのがよいと私は考えています。条例の策定プロセス自体をまちづくりの手段として機能化させていく。自治基本条例というのは、これまでの自治の形を変えていく、自治の形の中で行政職員がこれまで果たしてきた役割は大きいわけです。だからこそ一番変わらなければいけないのは自治体職員であって、例えば広報の仕方ひとつ取ってみても、市の広報誌と自治会への依頼ということでしたが、そこからいかに離脱して実効性のあるものを考えていくか。自治基本条例を作っていくなかで、職員自身がどうやって変わるかというのが大きなポイントかなという気がしています。

以上で、「あらためて自治基本条例を考える」ということについての話を終わりたいと思いますので、質問・意見がありましたらお願いします。

委員A：今まで他自治体の自治基本条例を資料としていただきましたが、条文数に違いがあります。偶然かもしれませんが、制定年が新しいほど少なくなってきました。できれば、他自治体の条例を比較検証したうえで、その後にはもちろん日田市独自の特色あるものを埋め込んでいく必要がありますが。

条例の内容は見えていませんが、どうして条文数に違いがあるのかと思ひまして。それと、東日本大震災が起こったわけですから、災害対策というか危機管理の枠組みみたいなものを基本条例で謳う必要があるのではないかと思います。

委員B：さきほど他自治体の基本条例の話の中で、「自治会加入にしなければならない」という条文は憲法違反の可能性があるとありましたが、例えば、日田市で作る条例の中に自治会の加入について謳う場合には、強制力は無い旨の記述をしておけばよいということでしょうか。

嶋田先生：例えば、「自治会の加入に努めるものとする」といった表現であればよいと思います。日田市では、加入率自体は比較的高いと思われまので、加入よりも問題になるとすれば、「自治会で決まっているルールに対して行政がどこまで介入できるか」といったところがあるかと思えます。今日お配りしています日本国憲法で見ますと、自由に集団を作って自分たちのルールで運営できるという「結社の自由」がありますが、それに対して行政がいろいろと指示を出すと憲法に反してしまう可能性があります。ですから、「適正な運営ができるよう市民の意見を受けて、行政は自治会に対して意見を言うことができる」という程度であれば、大丈夫ではないかと思えます。

それから、再度、今後の流れについてお話しますが、当分はステップ4の【これまでの議論を整理し、条文に何を入れ込むべきか、そして入れ込むとすればどのような内容にすべきなのかについての“大枠”を議論し、合わせて論点を整理する】ということをしていくようになると思います。事務局の方で過去の話を整理していただいて「どういう項目がありうるのか」。それに対して、入らない項目があれば増やさなければいけないし、これまでの議論には出てきていないけれども、他自治体の条例には入っていて日田市でも入れるべきだというふうになれば、そうしていくことになると思います。先行条例の比較検討みたいなものを次回会議の冒頭で事務局に説明していただく方がいいでしょうね。

しばらくは、勉強会的な要素が強いかもかもしれませんが、例えば、「住民の定義」とかでどのような論点があり得るのかなど、事務局に論点的なものを整理していただく。住民の定義を考えたときに「あるべき姿を実現するうえで、住民の範囲をどう考えていくのか」。例えば、日田市に住んでいる人だけのことを考えるのか、あるいは、日田市以外に住んでいるけれども日田市に働きに来ている人も含めて考えるのかで違ってきます。ここで、私が考えているたたき台というのは、市民ワーキンググループでの議論を踏まえて、事務局側で原案の原案、項目とその項目に対応する選択肢みたいな、ある種の論点整理的なものをイメージしています。

同時に直ちに進めなければならないのは、職員間の情報共有というのはしていただく必要があるのかなと思います。そして、大枠といいますか、論点整理ができてきている段階でいろいろな地域を回ったりといった活動が入ってくるのだろうと考えています。

委員C：流山市の取り組みなどを聞いていますと、私自身はピントが合わないような状況です。ですから、流山市のような全国的にも凄いような取り組みをしたような自治体ではなくて、今の日田市に合ったような、人口も産業構造もそうですし、市町村合併なども経験したようなところで、条例を制定したところはないでしょうか。そういった自治体の取り組みを参考にしたいと思います。

嶋田先生：確かに流山市がやったことをそのまま日田市でもやるというのは、非常に厳しいです。ただ、実際に各団体等を回ってワークショップをするといった

ときには、「この地域をどういうふうにしていきたいのか」あるいは、「どう困っているのか」という話が、まず中心で議論していくことになろうかと思っています。基本的には、各地域や各団体を回るという時のイメージはそれです。

委員D：各地域を回る時のために、情報共有をしてもらうのは少しでも早い方がいいと思います。私も本当は、この会議での話を地域に持って帰って議論しようと思っていましたが、なかなかできません。ですから、地域に話をして、できるだけ意見を集めながら条例制定に向けての足がかりにしていっての方がいいのではないかと思います。

嶋田先生：今の話は、この会議の場で議論をまとめたうえで外に出ていくというよりは、外でいろいろな話を聞きながら、それをフィードバックしていくということでしょうか。

委員D：日田市内でも旧市内と旧郡部とでは、地域性がかなり違って、それをどうやってまとめて条例に持っていくかというのが、私の中でも難しいと思っています。先に地域から話を聞くのがいいのか、それとも、この市民ワーキンググループ会議の中である程度決まったことを聞くのがいいのか、わからない状況です。

嶋田先生：それだけ地域に違いがあるということであれば、早い段階で意見を一旦集めて、その中で、違っているからまとまらないのか、逆に合わせられるのか、見てみないことにはわかりません。

委員E：ある程度の説明できるものがないと、この会議の場で言われればわかるのですが、地域で自治基本条例について説明しようとしてもできません。

嶋田先生：「自治基本条例とは何」といった話をするのは難しいと思います。話し合いの中で一番やりやすいのは、「一番困っていることはなんですか」というのを持っていくなかで、「どういうふうにして将来この地域をもっていきたいですか」とか「地域のこういったものを守っていきたいですか」というような話し合いがベースでいいと思います。

委員A：市街地と周辺部や旧郡部の決定的な違いは高齢化率が違うわけです。年齢構成が昔とは大きく異なっていて、今までのシステムや制度では上手く回らない可能性が出ています。一方、市街地の方はそこまで高齢化が進んでいるわけではないので、今までの制度やシステムでもいいのでしょうか。

委員F：事務局から送付してもらった、他自治体の「自治基本条例解説」を読んだのですが、一方の自治体は共感が出来たものの、もう一方は細かいところまで書いて縛りすぎている印象を受けました。あまり細かく書くと、大変な反感を買う可能性があるのではないかとこのころです。

さきほどから話に出っていますが、市街地と旧市周辺部でも意識の差があるわけです。旧郡部においては合併後6年しか経っていないわけですから、さらに大き

な差があると思います。自治基本条例というのは、運用が旧市内と旧郡部で異なるということはできないので、地域性が非常に強い問題については、条例としては最初からタッチしない。そういうふうなやり方でやっていくべきではないのかなという気はします。

嶋田先生：基本的に理念条例ですから、細かいところを縛って地域ごとの多様性が無視されてしまう条例では駄目です。そこは委員さんのおっしゃるとおりです。委員さんの話にあった条例は、いわゆる「憲法型」で、それは行政をいかに縛るかというところが強いから、やはり細かくなっています。

さきほど「自治会加入」についての文言が、憲法違反の可能性があるという話をしましたが、私も批判はしていますが、心情的には合っています。この条例は、「こういうまちが作りたい」というなかで、一つ論争になったもので、「住民投票」があります。

『年齢満 16 歳以上の住民は』というところで、2つ問題があって、1つは「16 歳以上」にしているので高校生でも投票できる。これは、ひとつの覚悟です。もう1つは、「住民は」となっていて、この住民の定義は「本市の区域内に住所を有する人（定住外国人を含む。）をいいます」とされています。定住外国人を含むというところで批判を受けたわけですが、これも、ひとつの覚悟なわけで、「こういうまちにしたいから、住民の定義を定住外国人まで含む」としており、目的を実現するために住民の定義をしたということがはっきりしています。

あまり細かいところまで規定するのではなくて、抽象的に施策に繋がっていくようなある種の種を埋め込んでおく。ただ、種だけ埋め込んでいても意味がないので、個別の仕組みを行政の方で考えていただいて、考えた仕組みを市民ワーキンググループに報告して、それを受けて議論していくイメージです。

委員G：最初から、「これは中心部の問題、旧郡部の問題」などと分けずに、いろいろな団体とかで起こっている問題とかを拾い集めて、「条例に入れるべきだ」とか「条例というより他の解決の仕方だ」とか振分けをしながら、その中から条例に盛り込むものを精査していくような形でいけば、「どの地域の問題だ」などにこだわらなくてもいいのではないかという気がしています。

嶋田先生：さきほどの補足ですが、各地域を回る時に一番大事なのは、自治基本条例は「市民が主役、みんなが主権者です」というところの意識を持っていただく。行政の方が偉いのではなくて、まさに市民が信託して行政ができている。だから、行政が言うことを聞かない時にきちんと言うことを聞かせる仕組み。自分勝手な意見を言うのではなくて、まっとうな意見であればそれが受け止められて問題解決につながるような仕組み。

そういったものが求められていて、地域を回りながら「みなさんが主役なので」ということをまず認識していただく。そして、「これはおかしいな、これはまずいな」という地域の問題をみんなで議論していただいて、「これは変えていかないといけない、これが問題だと思う」というネックみたいなものがあれば、それを抽出して会議の場に持ってきていただければ、私が原因分析・整理をさせていただきます。

「何が地域の課題で、何がネックになっているのか」というところを挙げてい

ただきたいと思います。そして、その課題やネックを変えていくために、この市民ワーキンググループ会議の場がありますという話をさせていただければよろしいかと。「市民が主役で、市民がおかしい、市民がこうやりたいという時に、壁になっているものを突破するための集まり」がこの会議だと理解していただければと思います。

【次回会議日程を決めて終了】